餃子の王将　GYOZA OHSHO

第42回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

[日時]

平成28年6月28日(火曜日)
午後1時(受付開始：正午)

[場所]

京都市東山区三条蹴上
ウェスティン都ホテル京都 西館4階
瑞穂の間

[郵送又はインターネット等による議決権行使期限]

平成28年6月27日(月曜日)午後6時まで

CONTENTS

経営理念 …… 1
招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 7
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
[添付書類]
事業報告 …… 13
計算書類 …… 33
監査報告書 …… 36

証券コード :9936

株式会社 王将フードサービス

経 営 理 念

当社は、女性・男性参画による多様性を尊び、
より美味しく健康に、より安心・安全・衛生的に、
心地よいスピーディーなおもてなしを追求進化し、
常に真摯に行動し、人間力向上に精進し、顧客満足を創造し、
日々の実践とその成果を通じて、
全従業員の幸せを実現し、広く社会進化に貢献します。

株式会社 王将フードサービス







餃子の王将 GYOZA OHSHO









株 主 各 位

（証券コード　9936）
平成28年6月7日

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
株式会社 王将フードサービス
代表取締役社長　渡邊 直人

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

❶日　　時　**平成28年6月28日（火曜日）　午後1時（受付開始:正午）**

❷場　　所　京都市東山区三条蹴上
ウェスティン都ホテル京都　西館4階　瑞穂の間
（末尾記載の定時株主総会会場のご案内をご参照ください。）

❸目 的 事 項

報 告 事 項　第42期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項　**第1号議案　剰余金の処分の件**
第2号議案　取締役2名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

以　上

議決権行使等についてのご案内



当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、本ご通知をご持参いただくと共に、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁から6頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までにご行使ください。

※複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、代理人による議決権の行使につきましては、当社定款の定めにより議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができることとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
3. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、計算書類の注記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ohsho.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
4. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ohsho.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使専用サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

http://www.web54.net

スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

［ 議決権行使サイトへアクセス ］



❶「次へすすむ」をクリック

ご注意事項

○複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

○インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

○インターネット等をご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

○パスワードの取り扱いについて

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いください。

（2）株主様以外の方による不正利用や議決権行使内容の改ざん等を防止するため、議決権行使書用紙に記載のパスワードにつきましては、議決権行使専用サイトにアクセスいただき、新しいパスワードに変更登録をしていただきますようお願い申しあげます。

（3）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワード（株主様ご本人で変更登録いただくパスワードを含む）は、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たに発行いたします）。

（4）お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。

[ログインする]

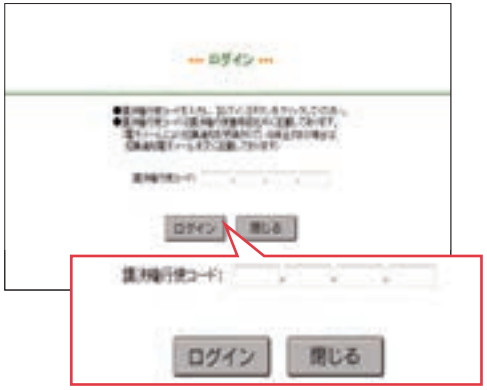

② お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し**「ログイン」**をクリック。

[パスワードの入力]



③ お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し**「次へ」**をクリック。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用いただくために必要なシステム環境等について

議決権行使専用サイトをご利用いただくために、次のシステム環境が必要です。

- 画面の解像度が「横800×縦600ドット(SVGA)」以上であること。
- 次のソフトウェアをインストールしていること。
  - Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2 以降
  - Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0 以降 又は Adobe® Reader® Ver.6.0 以降(画面上で株主総会参考書類や事業報告をご覧になる場合のみ。)

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

[機関投資家の皆様へ]

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する長期的利益還元を重要な課題のひとつと位置づけております。この方針に基づき、当期利益計画の進捗を踏まえ、株主の皆様に直接還元を図るべきと考え、当期の期末配当につきましては、前期に比べ1株につき10円増配の60円とさせていただきたいと存じます。

また、平成28年2月に当社の旗艦工場となる東松山工場が竣工いたしました。つきましては株主の皆様に感謝の意を表するため、1株につき5円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

❶ 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金　銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式　1株につき金65円 （普通配当60円、記念配当5円） 総額1,247,101,115円 なお、中間配当金として1株につき60円をお支払しておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき125円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月29日

［ご参考］1株当たり配当金（年間）／配当性向の推移

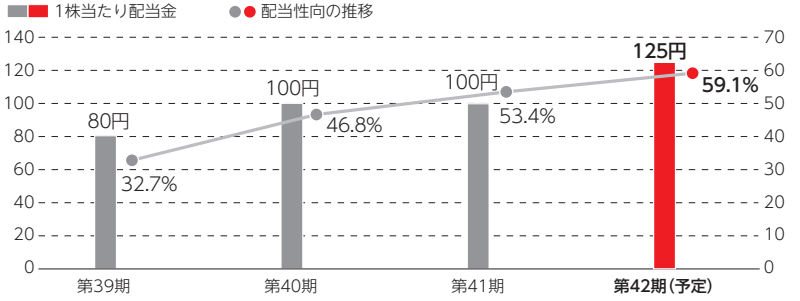

第2号議案　取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

木曽（きそ）　裕（ゆたか）（昭和48年7月23日生）

	新　任	所有する当社株式の数 ── 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成12年 4 月　東京地方検察庁　検事
平成20年 1 月　北浜法律事務所・外国法共同事業　入所
平成21年 1 月　同　パートナー弁護士　就任
平成27年 6 月　当社監査役（現任）

取締役候補者の選任理由

弁護士としての専門的な知識・経験を有するとともに、当社の監査役を務め当社事業内容に精通しており、取締役としての職務を果たせるものと判断したためであります。

候補者番号 2

関島 力（せきじま ちから）（昭和30年12月13日生）

新　任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 ── 株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4 月	アサヒビール株式会社　入社
平成17年10月	同　新潟支店長
平成20年 9 月	同　大阪統括支社長
平成23年 3 月	同　北海道統括本部長
平成25年 1 月	同　執行役員　近畿圏統括本部長
平成28年 3 月	アサヒグループホールディングス株式会社　顧問（現任）
同	アサヒビール株式会社　出向　迎賓館館長（現任）

[重要な兼職の状況]

アサヒグループホールディングス株式会社　顧問
アサヒビール株式会社　出向　迎賓館館長

社外取締役候補者の選任理由

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたるアサヒビール株式会社での豊富な営業経験及び執行役員として会社経営に関与された実績をもとに、当社の経営にも有益なアドバイスをいただけるものと判断したためであります。

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の関島力氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 関島力氏の選任が承認された場合、当社定款の定めに基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
4. 候補者の木曽裕氏は、現在監査役在任中でありますが、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。
5. 候補者の木曽裕氏は、北浜法律事務所のパートナー弁護士でありますが、同氏が選任された場合は平成28年6月28日をもって同事務所パートナーを辞任する予定であります。

第3号議案　監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役木曽裕氏が辞任され、監査役中村豊氏の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、原哲也氏は、木曽裕氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

高橋 正哲（たかはし まさとし）　(昭和21年10月24日生)

新　任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 1,000株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和44年 4 月	アサヒビール株式会社　入社
平成10年 9 月	同　理事　名古屋支社　支社長
平成12年 3 月	同　執行役員　中部地区本部　本部長
平成13年 9 月	同　執行役員　酒類事業本部　本部長
平成15年 9 月	同　常務執行役員　近畿圏本部　本部長
平成18年 3 月	同　専務取締役
平成23年 3 月	同　退任

社外監査役候補者の選任理由　経営に関する幅広い知識・経験を有しておられますので、経営の専門家として、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査していただけるものと判断したためであります。

候補者番号 2

原 哲也（はら てつや）（昭和22年7月1日生）

	新　任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 ── 株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和45年 3 月	警視庁　入庁
平成18年 9 月	警視庁　退職
平成18年10月	三本コーヒー株式会社　執行役員
平成21年 4 月	(公財)暴力団追放運動推進都民センター 専務理事
平成22年 9 月	同　代表理事
平成27年 6 月	同　顧問
平成28年 4 月	サンキョー株式会社　監査役(現任)

[重要な兼職の状況]

サンキョー株式会社　監査役

社外監査役候補者の選任理由

警視庁や民間企業でのご経験、並びに監査役や財団法人の理事等、幅広く経験され、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋正哲氏及び原哲也氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は原哲也氏について東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
3. 各社外監査役候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第4号議案　補欠監査役1名選任の件

平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会において補欠監査役に選任されました竹本雅勝氏の選任の効力は、本総会の開催されるまでとされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

四方（しかた）　俊一（としかず）　（昭和24年8月10日生）

	補欠社外監査役候補者	所有する当社株式の数
		―― 株

■ 略歴及び重要な兼職の状況

昭和48年 4 月	株式会社京都銀行　入行
平成 5 年 1 月	株式会社ファルコバイオシステムズ　入社
平成 7 年12月	同　取締役
平成12年 5 月	株式会社ファルコライフサイエンス 代表取締役社長
平成12年12月	NPO日本食品危害研究所　理事
平成16年 7 月	社団法人日本衛生検査所協会　顧問
平成19年12月	株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役
平成22年 3 月	株式会社ファルコSDホールディングス 常務取締役
平成25年 6 月	同　顧問
平成25年 8 月	株式会社ロマンライフ　顧問

補欠社外監査役候補者の選任理由　金融機関における豊富な経験、また長年の経営全般にわたる幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監査を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

（注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 四方俊一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者が監査役に就任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以　上

1 株式会社の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

経営成績サマリー

	金額	構成比	前年同期比
売上高	75,317百万円	100.0%	0.6%減少
営業利益	6,269百万円	8.3%	3.1%増加
経常利益	6,544百万円	8.7%	1.9%増加
当期純利益	4,068百万円	5.4%	10.5%増加

■ 全店客数前年同期比4.3%減（既存店5.3%減）…直営店実績
■ 既存店売上高対前年同期比1.8%減収…直営店実績

当事業年度における世界経済は、米国経済の堅調な景気回復を背景にFRBは9年半ぶりに政策金利を引き上げ、7年に及ぶゼロ金利政策を解除し、金融システムに革命をもたらすフィンテックの台頭で新たな投資が促進されております。一方、中国を始めとする新興国経済の減速感が見られ世界同時株安が発生し、また需要減の見方が広がったことなどを背景に原油価格が下落し、資源国経済に大きな打撃を与えております。さらに欧州ではギリシャ債務問題に加え、英国のEU離脱問題や同時多発テロも発生しており、世界中の難民避難民の人数が過去最高となるなど為替市場、消費市場動向は先行き不透明で推移している状況がみられます。

このような世界経済のもと、わが国経済は、コーポレートガバナンス・コード元年を迎え、企業収益や雇用情勢が改善し、原油安メリットを最大享受する中、2015年度訪日外国人数が過去最高を記録し、ビットコインなど仮想通貨の法規制案が閣議決定され、平成28年度より法人実効税率を29.97%に引き下げることを決定するなど更なる経済活性化が期待されております。しかしながら、円安による物価上昇や来年度に控えた消費税増税への不安などで個人消費は伸び悩んでおり、外国人投資家の日本株式投資が7年ぶりに売り越しとなり、株式、債券の買い手不足傾向感があるなど引き続き景気の先行きは楽観できない状況にあり、消費市場動向は先行き不透明で推移している状況がみられます。

外食業界におきましては、豪雨や寒波、円安などによる原材料価格上昇、労働需給逼迫による人件費高騰に加え、「1億総活躍社会」実現に向けた女性の社会進出を政府が後押しし外食機会の増加が見込まれる反面、消費税軽減税率対象から外食が除かれ、コンビニエンスストアなどによる外食

市場取り込みが一層見込まれております。また、労働環境が厳しいイメージから大卒採用が計画未達となる企業が多く、悪しき習慣である長時間労働の改善を実施しない企業は淘汰され、有給休暇取得実践も急務となってきており、企業の真価が問われる経営状況が続いており、消費動向は先行き不透明で推移している状況がみられます。

このような状況下当社は、3年連続となるベースアップとともに配当金増額を決定し、有給休暇取得促進のための社員旅行の充実や営業時間短縮、地域限定勤務や短時間勤務などの多様な勤務形態の創設や、王将女子チームによる新メニュー発売、女性をメインターゲットとして心地よいスピーディーなおもてなしを実践した「GYOZA OHSHO 烏丸御池店」を開店するなど新しい取り組みを実施してまいりました。一方で、餃子と麺の国産化から1年が経過し、餃子国産化1周年記念セールの実施、クックパッドとタイアップした持帰り生餃子のアレンジレシピの公開など、国産餃子を前面に打ち出した販促を実施しました。さらに、地域の食材や食文化を取り入れた都道府県毎のご当地料理の販売や人気メニューである酢豚の食材をすべて国産にするなど、着実に国産化を進めております。また、東日本及び全国の旗艦工場として東松山工場が竣工しており、旗艦工場としての最大の役割は店舗生産性向上のためのPB商品（平均調理時間5分を2分に短縮する半製品）の開発及びマーケットリサーチに基づく物販の開発製造であると位置づけ、消費者の皆様が食事処店舗・工場に何を求めているか、深層ニーズが何で有るのか、その需要に対応した商品・サービスが提供出来ているのかを真摯に求め続け、ステークホルダーの皆様への安心・安全・衛生・健康・心地よいスピーディーなおもてなしを追求進化し続けてまいります。また、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）に入会し、日本経済の更なる発展に貢献する企業に進化するとともに、単なる法令遵守だけにとどまらない社会的要請に応えた真のコンプライアンスを実践するため、当社が反社会的勢力と関係があるかどうかを確認すること等を目的とした第三者委員会を設置、報告書開示を行い、反社会的勢力とは関係がないことが証明されました。しかしながら、一部報道において、全て過去に会計処理済みの取引であるにもかかわらず偏った表現での報道があり、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申しあげます。この報告書提言に対する取り組みを通じて、より進化したコーポレートガバナンス体制を目指して参ります。

当事業年度の店舗展開の状況につきましては、関東、関西地区を中心に直営6店、FC9店の新規出店、FC2店の直営への移行、直営5店、FC6店の閉鎖を行っております。これにより期末店舗数は、直営473店、FC233店となりました。

以上の結果、売上高は、従業員の労働環境改善と生産性の向上を目的として実施してきた月約2万時間相当の営業時間短縮や、餃子のディスカウント販売の削減等による客数減もあり、前年同期に比べて4億54百万円（0.6%）の減収で753億17百万円となりました。

営業利益は、前年に未払賃金の計上等があったことやガス代の減少、減価償却費の減少等もあり、前年同期に比べて1億86百万円（3.1%）の増益で62億69百万円となりました。

経常利益は、前年の広島県大雨災害への義援金50百万円に引き続き、東日本大震災から5年、復興への後押しとして義援金30百万円の計上等いたしましたが、上記理由等により、前年同期に比べて1億19百万円（1.9%）の増益で65億44百万円となりました。

当期純利益は、第三者委員会調査費用や減損損失の計上等がありましたが、上記理由等に加え、法人税の減税や前年に役員弔慰金の計上等があったため、前年同期に比べて3億85百万円（10.5%）の増益で40億68百万円となりました。

事業報告

〔売上高の状況〕

区分＼期別	前期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）			当期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
直営店	470	69,542	91.8	**473**	**68,861**	**91.4**
フランチャイズ加盟店	232	6,229	8.2	**233**	**6,456**	**8.6**
合　計	702	75,772	100.0	**706**	**75,317**	**100.0**

(注) 店舗数は期末日現在の店舗数であります。

〔地域別直営店売上状況〕

区分＼期別	前期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）			当期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）		
	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	構成比(%)
関西地区	223	35,034	50.4	**223**	**34,430**	**50.0**
(京　都　府)	(40)	(6,851)	(9.9)	**(42)**	**(6,699)**	**(9.7)**
(大　阪　府)	(108)	(15,668)	(22.5)	**(108)**	**(15,350)**	**(22.3)**
(兵　庫　県)	(35)	(5,620)	(8.1)	**(35)**	**(5,656)**	**(8.2)**
(滋　賀　県)	(16)	(3,048)	(4.4)	**(15)**	**(2,954)**	**(4.3)**
(奈　良　県)	(15)	(2,496)	(3.6)	**(14)**	**(2,415)**	**(3.5)**
(和歌山県)	(9)	(1,349)	(1.9)	**(9)**	**(1,353)**	**(2.0)**
北海道地区	14	1,797	2.6	**16**	**1,786**	**2.6**
東北地区	4	546	0.8	**4**	**525**	**0.8**
関東地区	116	16,383	23.5	**118**	**16,642**	**24.2**
甲信越地区	8	891	1.3	**8**	**866**	**1.3**
東海地区	49	7,750	11.1	**48**	**7,607**	**11.0**
北陸地区	17	2,088	3.0	**16**	**2,019**	**2.9**
中国・四国地区	16	1,800	2.6	**17**	**1,792**	**2.6**
九州地区	23	3,249	4.7	**23**	**3,191**	**4.6**
合　計	470	69,542	100.0	**473**	**68,861**	**100.0**

2 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は79億90百万円であり、主なものは次のとおりです。

[新設工場]

東松山工場(埼玉県)

[新設直営店舗]

イオンモール旭川西店、イオン札幌元町店(北海道)、高円寺店、御徒町駅南口店(東京都)、GYOZA OHSHO 烏丸御池店(京都府)、アリオ八尾店(大阪府)計6店舗

[改装直営店舗]

浅草橋駅前店、蒲田東口店(東京都)、今羽駅前店(埼玉県)、西白井店(千葉県)、小牧二重堀店(愛知県)、各務原鵜沼店(岐阜県)、京都東インター店、国道大久保店(京都府)、住之江駅前店(大阪府)計9店舗

3 資金調達の状況

中長期的な資金調達基盤の安定化と効率化を図ることを目的としております。設備資金は長期借入金等により調達し、運転資金は自己資金で対応して参りました。既存10行に当座貸越枠360億円を設定し、手元流動性預金とあわせて、緊急的な支出にも対応可能な体制を整えております。

4 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営理念である

「 当社は、
女性・男性参画による多様性を尊び、
より美味しく健康に、
より安心・安全・衛生的に、
心地よいスピーディーなおもてなしを
追求進化し、常に真摯に行動し、
人間力向上に精進し、顧客満足を創造し、
日々の実践とその成果を通じて、
全従業員の幸せを実現し、
広く社会進化に貢献します。」

を経営の基本方針としており、法令・社会規範・企業倫理遵守のもと経営の効果・効率化により得られた利益を原資として、より一層全従業員の幸せと笑顔が溢れる職場環境を作り、ステークホルダーの満足を創造し続けていきます。また、意思決定の透明性・公平性を確保し、保有する経営資源を十分活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンス・コードの要請であると考え、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値向上を目指します。そして直営店と社員独立制度に加え、地元に精通した地方の外部加盟者によるFC店の参画と共存共栄を基盤としたM&A及び販売提携、生産提携、開発提携等を図りながら、一店一店が"地域の人々の朝食・昼食・夕食等日々健康的な食事処として進化し"地元に根付き、地域社会の発展に貢献するチェーン網を目指し、企業価値の追求を図ります。

5 目標とする経営指標

当社グループは、原価率の適正な水準やコスト管理に注力しており、収益の基本指標である売上高営業利益率を最も重要な経営指標として採用しております。当面は、売上高営業利益率10%以上を経営の目標としており、達成できるよう注力していく方針であります。また中期的な株主還元方針として配当性向を40%以上とし、総還元性向100%を目標としております。

6 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う市場規模縮小やコンビニエンスストアなどの外食以外の業界による外食市場取り込みによる競争激化、労働人口の減少、原材料価格高騰、また消費者ニーズの多様化や食の安心安全衛生健康意識向上及び消費税率10%への移行に対する消費者の節約意識の高まり等により、厳しい経営環境が続くものと思われます。

こうした状況の中で1,000店舗への拡大を目指し、首都圏への出店を強化する布石として、約80億円を投じて埼玉県東松山市に最新鋭の新工場を建設しました。新工場では、製造ラインの機械化による省人化を推進し、「生産性の向上」と「餃子の品質向上」を目指し、新たに「成形餃子システム」を導入しました。これにより、今まで以上に安心・安全で美味しい餃子を皆様に提供できると考えています。さらには新規販路の開拓及び販売チャネルの多様化を視野に入れ、近い将来、当社の看板商品であり、日本のソウルフードである餃子を「和食」として世界へ発信していく計画です。また、創業時からの当社の特色である「食のテーマパーク」を進化させるために中華料理技術を活かしたフレンチ、イタリアン、トルコ、和食料理等サイドメニュー戦略を追求進化させ、顧客満足を創造し、年々増加する訪日外国人の取り込みを構築し、三歩先を見据えた事業の成長に視点を置いた組織の効果・効率化と出藍の誉れとなる人財育成に注力し、下記の事項を対処すべき課題として認識しております。

① 持続的な成長

a. 出店政策

都市・地方、出店地域・立地に応じた店舗投資効率を検討し、高賃借料に対応した平面だけではなく空間を利用する立体的な3D店舗厨房レイアウト開発や現場要望に基づく新規設備導入を念頭に置きながら、都心省力型店舗開発、店舗フォーマットを統一することによる厨房設備等の効果・効率化を図り、東日本地域への出店を軸に、社員独立を支援し出店を加速して参ります。こうした通例の店舗開発のみならず共存共栄を基盤としたM&A、ホテル内への出店やショッピングモールなどの大型複合商業施設への参画による出店等行い、2018年3月までに国内店舗数800店達成を目指し更なる増店を図って参ります。

b. 物販・海外等新規事業の開拓

全国規模や地場スーパー、コンビニ、通販や他の外食企業等とFC包括契約した物販事業展開、海外事業展開（全国展開の次の成長ドライバー、社員のモチベーション向上、社内の活性化、優秀な人材の採用・獲得、社員の多様化、新しいブランドイメージの確立、新ターゲットや新業態のポテンシャル）も視野に入れながら業容の拡大を図って参ります。

② 競争力の強化

a. 営業力の強化

食材の国産化を軸とした既存メニューの改良・改廃に努めつつ、商品開発・販売促進としてオリジナルメニューを直営FC全店で共有し、食のテーマパークとしてフレンチ、イタリアン、トルコ、和食料理などを王将風にアレンジしたメニュー開発、女性・シニア層用メニューの開発、プレミアムメニューの開発、第2の看板商品の開発、朝食・夜食メニューの開発など各地域の顧客ニーズを取り込んだ様々な商品を開発し、工場と連携した付加価値の高いオリジナル商品を創造して利益貢献を図って参ります。

b. 生産性の向上

適正原価管理や人員配置のシステム化、成形餃子やセントラルキッチンによる生産性向上、設備投資の改善等により損益分岐点売上高の抑制を行い、POSレジ活用を中心に店舗会計事務の省力化を図って参ります。

c. セントラルキッチン政策

セントラルキッチンにおいては、一次加工は食材の持つうま味を生かすことを基本とし、店舗調理等の削減と効率化、健康的・衛生的な食材の下加工及び合わせ調味料等製造の検討を進める一方、労働生産性を管理するための指標や仕組みを構築して見える化を推進し、製造品目ごとの原価目標管理、原材料・資材に関するコストコントロールの強化に取り組み、リスクアセスメントの強化やBCP（事業継続計画）の策定及び運用を通じて次世代人材育成を推進し、6S（整理・整頓・清掃・清潔・躾・セキュリティー）を徹底して参ります。

また、東松山旗艦工場は全店供給を視野に入れた生産体制の構築を図るとともに店舗にてオーダーから5分以上調理時間を要する商品を工場にて全自動で製造して出荷できるオペレーションと、成形餃子供給体制を確立するとともにハラール認証取得商品開発・生産体制を整え、コスト削減に向けた製造・物流に取り組み、購買課とR&C部の相互牽制による全工場の一元管理化と相場・品質・鮮度を踏まえた柔軟かつスピーディーな調達、チェーンとしての安心・安全の確保へ取り組んで参ります。

③ 経営基盤整備

a. 労務環境・人材育成

キャリアデベロップメントプログラムを確立し、店長及び先輩社員が中心となって教育を行う研修内製化を行い、現場からの要望に応じた弾力的な研修メニューを整備、現行のパートタイマーキャリアアップシステムの改定によるパートタイマー育成ツールの実用化、新人事制度を基礎とした教育研修活動の強化を図って参ります。基本的にはエリアマネージャーによる母店での研修強化等により効果・効率の高いコンサルティングを行い、店長マニュアル他各種マニュアルによる業務の画一化・スケジュール化・効率化を指導し、法令・社会規範・企業倫理遵守等の啓蒙による意識改革と向上を図って参ります。店舗展開に備えるための要員の確保と欠員の補充に備えるべく安定的な人員の採用・確保を進め新人事制度を

基礎とした採用活動の強化を図って参ります。社員を幸せにできる会社、家族から認められる会社であるために、コンプライアンス遵守、労働環境の改善、貢献に応じた待遇の充実をより一層推進し、定年後の雇用継続フォーマット作成や高齢者・外国人等の有効活用による人材不足打開に向けた検討を行うとともに店長業務を見直し、店舗規模に応じた副店長を充実させ労働環境の整備と新人事制度を確立して参ります。

b. 社会貢献・環境対策

ESG・CSRを含む総合レポートの作成、農業参入を検討し、食品リサイクル法や省エネルギー法、地球温暖化防止法等への法対応に積極的に取り組むとともに、環境に配慮した店舗運営を行い、社会的責任を果たす事で企業の価値を更に高めて参ります。

c. 組織・ガバナンス

コーポレートガバナンス・コードに対応するとともに第三者委員会の調査報告書提言達成に向け速やかに取り組んでいき、在るべき組織体制・ガバナンス体制の構築に努めて参ります。

d. 財務・資本政策

既存金融機関からの調達を有効に活用し、突発的な資金需要に対応する当座貸越枠の設定等により安定した資金確保に努め、全ての商機に対応した財務体質を構築するとともに自己株式活用方法の検討、総還元性向100%配当性向40%を維持した株主還元、総資産の圧縮や効率化を行い、投資効果・効率の向上を図りながら会社の経営基盤を磐石なものとしていく方針であります。

7 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

項目＼期別	第39期 (平成25年3月期)	第40期 (平成26年3月期)	第41期 (平成27年3月期)	第42期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売上高	74,307	76,222	75,772	**75,317**
経常利益	9,093	7,249	6,425	**6,544**
当期純利益	4,938	4,312	3,683	**4,068**
1株当たり当期純利益	244円62銭	213円64銭	187円19銭	**211円39銭**
純資産	39,017	41,978	42,309	**43,936**
総資産	59,268	62,021	63,554	**62,014**
1株当たり純資産	1,932円	2,079円	2,160円	**2,289円**
自己資本比率	65.8%	67.7%	66.6%	**70.8%**

●売上高

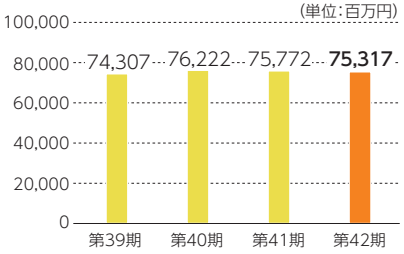

●経常利益

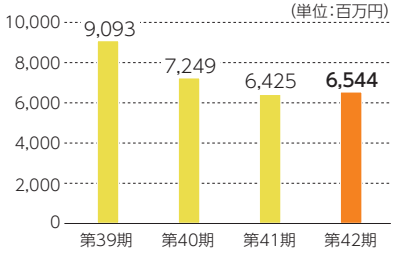

●当期純利益・1株当たり当期純利益

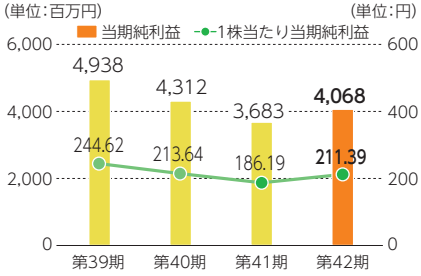

●総資産・純資産

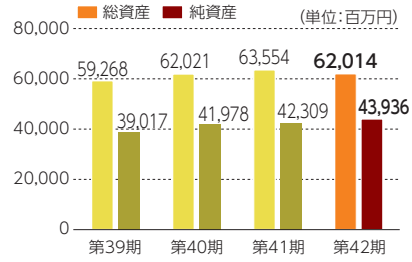

●1株当たり純資産

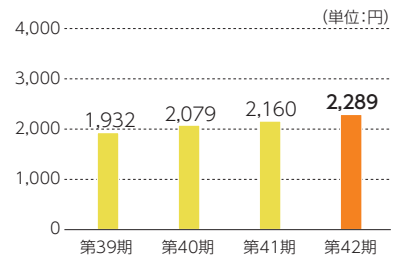

●自己資本比率

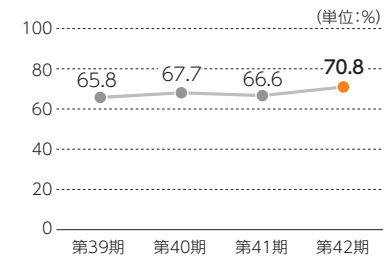

8 主要な事業内容

事業セグメント部門	事　業　内　容
中　華　事　業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びフランチャイズ加盟店への中華食材等の販売

9 主要な営業所及び工場

所　在　地	
本　　社	京都市
地　区　本　部	東京、九州(福岡市)
工　　場	久御山(京都府)、西野山(京都市)、船橋(千葉県)、九州(福岡市)、札幌(札幌市)、東松山(埼玉県)
店　　舗	直営店　473店 フランチャイズ店　233店

10 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,000名	40名増	32.4歳	8.5年

(注) 上記のほか、嘱託社員156名及びパートタイマー5,998名(1日8時間勤務として計算した期中平均人員)を雇用しております。

11 主要な借入先

借　入　先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	1,122百万円
株式会社みずほ銀行	1,100百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,100百万円
株式会社三井住友銀行	1,100百万円
株式会社滋賀銀行	941百万円
株式会社京都銀行	941百万円
株式会社南都銀行	852百万円

2 会社の株式に関する事項

1	発行可能株式総数	90,000,000株
2	発行済株式の総数	23,286,230株 (自己株式4,100,059株を含む)
3	株主数	16,481名
4	大株主	

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
アサヒビール株式会社	2,053	10.7
ジャパンフードビジネス株式会社	1,400	7.3
アリアケジャパン株式会社	1,100	5.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	988	5.2
加藤梅子	611	3.2
加藤ひろみ	602	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	587	3.1
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	538	2.8
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528	2.8
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	350	1.8

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式4,100千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊 直人	
代表取締役会長	土肥原 啓二	最高財務責任者
専務取締役	掃部 昌之	執行役員人事部長兼販売契約部担当
常務取締役	是枝 秀紀	執行役員総務部長兼R&C部担当
取締役	杉田 元樹	執行役員第1営業部長兼建築部担当
取締役	池田 直子	社会保険労務士事務所あおぞらコンサルティング所長 株式会社あおぞらコンサルティング代表取締役
取締役	稲田 旭彦	稲田旭彦公認会計士事務所代表
取締役	渡邉 雅之	弁護士法人三宅法律事務所パートナー 成蹊大学法科大学院非常勤講師
常勤監査役	中村 豊	
監査役	中谷 健良	中谷健良税理士事務所代表
監査役	木曽 裕	弁護士法人北浜法律事務所パートナー弁護士 奈良市ガバナンス監視委員会委員長 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事

(注) 1. 取締役池田直子、稲田旭彦及び渡邉雅之の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中村豊、中谷健良及び木曽裕の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会において、補欠監査役として竹本雅勝氏が選任されております。
4. 取締役稲田旭彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中谷健良氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会において、池田直子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会において、木曽裕氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 鈴木和久、高橋義弘、野中正道、藤木敏夫、杉田文雄、加藤潔の6氏は、平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 森澤一之氏は、平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
10. 取締役池田直子氏、稲田旭彦氏、渡邉雅之氏及び監査役木曽裕氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	14名 （3名）	266百万円 （24百万円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （4名）	20百万円 （20百万円）
合計	18名	287百万円

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の株主総会の決議により、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）となっております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の株主総会の決議により、年額40百万円以内となっております。
3. 取締役及び監査役の報酬等の額に関する決定方針については、当社は、企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。
取締役及び監査役の報酬の総額は、それぞれ株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当ては、取締役報酬については社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役報酬については監査役の協議によって決定しております。取締役の報酬は、月額報酬と賞与から構成しております。当社の業績状況及び各取締役の職務内容・役位に応じて支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。監査役については、監査役会での協議にて決定しており、高い独立性の観点から、固定金額としております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社との間に監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別な利害関係は有しておりません。

② 社外役員の主な活動状況

氏　　名	区　　分	主な活動状況
池田直子	取締役	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会に全て出席し、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
稲田旭彦	取締役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
渡邉雅之	取締役	当事業年度開催の取締役会に全て出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
中村　豊	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
中谷健良	監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
木曽　裕	監査役	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

4 監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約に関する事項

当社は、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。
当該定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
①会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。
②会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

3 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産の利益の合計額	56百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間、監査報酬の推移及び前事業年度の実績を確認した結果、妥当なものであると判断した為、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)に関する助言、中国子会社の清算業務に関する助言等についての対価を支払っております。

4 解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

1 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

【運用状況】

コンプライアンス宣言及び行動規範をホームページを通じて社内外へ告知しており、コンプライアンス意識向上を目的にコンプライアンス研修を充実させるため、新研修

プログラムの作成、実施を行っております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、ホームページ及び各事業所に提示し、規程の改正内容を各部門長へ配布を行い、各種会議体の場で遵守を要請する場を設けるなどして周知を図っております。内部通報制度として総務部総務課及び外部の顧問弁護士が窓口を担当しており、通報内容について取締役会に報告を行い、改善・再発防止に努めております。

監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を、「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

【運用状況】

取締役会関連文書等は、上記規程に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的又は特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよう危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

【運用状況】

「危機管理体制構築プロジェクト」を立ち上げ、外部コンサルティング会社の協力を得ながら全社のリスク洗い出しを実施するとともに、危機管理基本マニュアル、広報危機管理マニュアル等の作成・配布を行っており、要重点対応リスクに対する対策状況を検討しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会の他、月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催される経営会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程および業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

【運用状況】

月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は経営会議に報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。

5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的又は臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

【運用状況】

唯一の子会社であった「王将餃子（大連）餐飲有限公司」の清算を完了いたしました。当社取締役を中心とした清算プロジェクトにおいてその進捗状況を取締役会へ報告を行い、適切な清算業務を行っております。これにより当社には子会社が存在しておりません。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

【運用状況】

監査室は監査役会の事務局としても機能しており、監査室員の人事等は監査役と協議の上決定しております。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会の付議事項、経営会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

【運用状況】

監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、監査室からも情報提供を行っております。更には、四半期ごとに監査役、会計監査人、監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。

8 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

【運用状況】

各部門が構築した内部統制を監査室が独立的評価を行っており、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

2 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動規範に明記するとともに、全役職員への周知徹底に努めております。

具体策としては、総務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前チェックでは判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないよう努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

1 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、種々の施策を実行しております。

これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、売上高等の金額に消費税等は含まれておりません。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	第42期（平成28年3月31日現在）
資産の部	
流動資産	**9,327**
現金及び預金	7,336
売掛金	370
商品及び製品	142
原材料	297
前払費用	397
繰延税金資産	439
その他	365
貸倒引当金	△ 21
固定資産	**52,686**
有形固定資産	**41,479**
建物	15,058
構築物	1,108
機械及び装置	2,819
車両運搬具	56
工具、器具及び備品	797
土地	21,501
建設仮勘定	138
無形固定資産	**41**
ソフトウエア	15
施設利用権	26
投資その他の資産	**11,165**
投資有価証券	5,205
長期貸付金	74
長期前払費用	85
前払年金費用	414
繰延税金資産	1,126
差入保証金	4,250
その他	68
貸倒引当金	△ 59
資産合計	**62,014**

科　目	第42期（平成28年3月31日現在）
負債の部	
流動負債	**13,829**
買掛金	1,978
1年内返済予定の長期借入金	4,954
未払金	1,380
未払費用	2,020
未払法人税等	993
賞与引当金	857
その他	1,645
固定負債	**4,248**
長期借入金	2,779
再評価に係る繰延税金負債	506
長期預り保証金	185
資産除去債務	703
その他	73
負債合計	**18,078**
純資産の部	
株主資本	**44,671**
資本金	**8,166**
資本剰余金	**9,031**
資本準備金	9,026
その他資本剰余金	4
利益剰余金	**36,497**
利益準備金	940
その他利益剰余金	35,557
保険差益積立金	25
固定資産圧縮積立金	247
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	12,485
自己株式	**△ 9,023**
評価・換算差額等	**△ 735**
その他有価証券評価差額金	**3,055**
土地再評価差額金	**△ 3,791**
純資産合計	**43,936**
負債・純資産合計	**62,014**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科　目	第42期 （平成27年4月１日から 平成28年3月31日まで）
売上高	**75,317**
売上原価	22,503
売上総利益	**52,813**
販売費及び一般管理費	46,543
営業利益	**6,269**
営業外収益	**399**
受取利息及び配当金	47
受取地代家賃	65
ＦＣ加盟料	109
その他	176
営業外費用	**124**
支払利息	40
賃貸費用	36
災害義援金	30
現金過不足	13
その他	3
経常利益	**6,544**
特別利益	**8**
固定資産売却益	8
特別損失	**505**
固定資産除却損	82
固定資産売却損	45
減損損失	252
第三者委員会調査費用	123
税引前当期純利益	**6,048**
法人税、住民税及び事業税	2,018
法人税等調整額	△39
当期純利益	**4,068**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						保険差益積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,166	9,026	4	9,031	940	26	247	22,800	10,620	34,634
当期変動額										
保険差益積立金の積立						0			△0	−
保険差益積立金の取崩						△1			1	−
固定資産圧縮積立金の積立							6		△6	−
固定資産圧縮積立金の取崩							△5		5	−
剰余金の配当									△2,130	△2,130
当期純利益									4,068	4,068
自己株式の取得										
土地再評価差額金の取崩									△74	△74
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	−	−	−	−	−	△1	0	−	1,864	1,863
当期末残高	8,166	9,026	4	9,031	940	25	247	22,800	12,485	36,497

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△7,311	44,519	1,684	△3,894	△2,209	42,309
当期変動額						
保険差益積立金の積立		−				−
保険差益積立金の取崩		−				−
固定資産圧縮積立金の積立		−				−
固定資産圧縮積立金の取崩		−				−
剰余金の配当		△2,130				△2,130
当期純利益		4,068				4,068
自己株式の取得	△1,712	△1,712				△1,712
土地再評価差額金の取崩		△74		74	74	−
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,371	28	1,400	1,400
当期変動額合計	△1,712	151	1,371	102	1,474	1,626
当期末残高	△9,023	44,671	3,055	△3,791	△735	43,936

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

株式会社王将フードサービス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木村幸彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中田信之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社王将フードサービス 監査役会

常勤社外監査役　中村　豊　㊞

社外監査役　中谷健良　㊞

社外監査役　木曽　裕　㊞

以上

定時株主総会会場のご案内

日　時

平成28年6月28日(火曜日)
午後1時(受付開始:正午)

場　所

京都市東山区三条蹴上
ウェスティン都ホテル京都
西館4階 瑞穂の間
TEL(075)771—7111





交　通　**地下鉄東西線「蹴上駅」(2番出口)より徒歩約1分**

○「蹴上駅」へのアクセス

- JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ
- JR線「山科駅」から地下鉄東西線に乗車
- 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線に乗車
- 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ

株式会社 王将フードサービス
http://www.ohsho.co.jp

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT